

昭島市立小学校の学校薬剤師の委嘱について

昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用、職務等に関する規則（昭和47年昭島市教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日付で委嘱した昭島市立拝島第二小学校 学校薬剤師に欠員が生じたため、後任の学校薬剤師を委嘱する。

なお、任期については同規則第2条4項に基づき、前任者の残任期間である令和7年3月31日までとする。

1 委嘱する学校薬剤師

学 校 名	氏 名	性 別
拝島第二小学校	市川 くりな	女

2 任期

令和5年9月1日から令和7年3月31日まで